入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月15日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社　東京支社長　高松　隆久

1　工事概要

（1）工事名　　第二東名高速道路　沼津ＳＡ休憩施設駐車場誘導システム設備工事
（電子入札（郵送入札）対象案件）

（2）工事場所　　自）静岡県沼津市根古屋
至）静岡県沼津市根古屋

（3）工事内容　　本工事は、沼津ＳＡに休憩施設駐車場誘導システム設備および逆走警告設備を設置するものであり、これに伴う機器の製作、据付、配管配線及び試験調整等の一切の工事を行うものである。

（4）工事概算数量

機器名称	単位	上り数量	下り数量	備考
全体案内板	面	1	1	
小型エリア全体案内図	面	1	0	
大型エリア全体案内図	面	1	1	
小型エリア情報板	面	1	1	
大型エリア情報板	面	1	1	
小型エリア内誘導情報板	面	4	2	
大型エリア内誘導情報板	面	7	7	
ＣＣＴＶ設備	基	18	22	
画像処理・監視制御装置	式	1	1	
逆走警告設備	式	1	1	

（5）工期　　契約締結の翌日から420日間

（6）本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

（7）本工事は、入札時に、技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

（8）本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

（9）本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。

（10）本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者の承諾を得て郵送による紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」に登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記2（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 12 年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第 3 条第 3 項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）第 2 条第 1 項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）

（ア）同種工事

車両の台数計測が可能なＣＣＴＶカメラを用いた画像処理による車両計測装置について、下記①から③に示す全てを実施した工事

①機器の製作（他社への依頼製作を含む）
②機器の設置
③試験調整

(5) 配置予定の技術者等

次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成 13 年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。

①主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

②監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有する者であること。

④現場代理人、主任（監理）技術者のうち 1 名以上が、平成 12 年度以降に下記の同種

工事の経験を有すること。
（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）
（ア）同種工事
ＣＣＴＶカメラを用いた画像処理による車両計測装置の設置及び試験調整を実施した工事

(6) 主要設置予定機器等評価
①主要機器の製造予定業者が、平成12年度以降に下記に示す機器の納入実績を有すること。
（ア）主要機器
ＣＣＴＶカメラを用いた画像処理による車両計測装置
②主要機器の24時間保守技術支援体制を現時点で有すること。

(7) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域2」において、資格登録停止を受けていないこと。

(8) 平成19年度・20年度における当該工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

(9) 記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 競争参加資格の確認については、上記に定めるところによる。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、競争への影響をみるべき企業結合の関係があるものとみなし、それらを対象に抽選を行うことにより、企業結合の関係があるとみなされた者同士が競争参加しないよう確認結果を通知するものとする。
①入札参加希望者間に、発行済株式総数の 100 分の 50 を超過する株式所有関係がある場合、又は出資の総額の 100 分の 50 を超過する出資関係がある場合
②入札参加希望者間に、取締役（非常勤取締役を含み、かつ社外取締役は除く。）の兼任関係がある場合

3　総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、技術資料作成要領による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目			評価指標
大分類	中分類	小項目	
総合的なコストの縮減	保証条件等	①無償保証期間を評価（製品保証）	5 年以上の提案かつ最高の評価数値に満点（但し 10 年を限度とする）、標準値（0 年）が 0 点とし、その他は提案された評価数値（年数）に応じて得点を付与。但し5年以上の提案がない場合は5年を満点として提案された評価数値（年数）に応じて得点を付与する。　※1 （20～0 点）

		②保守部品の部品供給保証期間を評価	6 年以上の提案かつ最高の評価数値に満点、標準値（5 年）が 0 点とし、その他は提案された評価数値（年数）に応じて得点を付与。但し 6 年以上の提案がない場合は 6 年を満点として提案された評価数値（年数）に応じて得点を付与する。 （20～0 点）
機器の性能、機能に関する事項	機器の信頼性	③信頼性の向上に関する提案を評価（ＭＴＢＦ設計目標値）	ＣＣＴＶカメラにおけるＭＴＢＦ設計目標値： 最高の評価数値（時間を 10^4で除した数値・30 を上限とする）に満点、標準値（3）が 0 点、その他は提案された評価数値（時間を 10^4で除した数値）に応じて得点を付与（場所毎に数値が異なる場合は、場所毎の数値の単純平均で評価する） （10～0 点）
		④信頼性の向上に関する提案を評価（アベイラビリティ）	ＣＣＴＶカメラにおけるアベイラビリティ： 最高の評価数値（数値・百分率で表したとき少数第 2 位を四捨五入し少数第 1 位止めとする）に満点、標準値（99.5）が 0 点、その他は提案された評価数値（少数第 1 位止め）に応じて得点を付与（場所毎に数値が異なる場合は、場所毎の数値の単純平均で評価する） (10～0 点)
	性能、機能、品質の向上	⑤その他性能、機能の向上、品質向上に関する評価（車両検出精度）	ＣＣＴＶカメラの画像処理による車両検知精度： 最高の評価数値（数値・百分率で表したとき少数第 2 位を四捨五入し少数第 1 位止めとする）に満点、標準値（95.0）が 0 点、その他は提案された評価数値（少数第 1 位止め）に応じて得点を付与（場所毎に数値が異なる場合は、場所毎の数値の単純平均で評価する） (20～0 点) （車両検知精度は、車両が停止した状態における検知精度とする。）
	保守体制	⑥当社からの連絡を受けた時刻から保守拠点に到着するまでに要する時間を評価　　※2	6 時間未満の最高の評価数値（時間）に満点、6 時間以上を 0 点とし、その他は提案された評価数値（時間）に応じて得点を付与する。 （10～0 点）
社会的要請への対応	CO2 の排出抑制に関する提案	⑦CO2 の排出抑制に関する提案	ＣＣＴＶカメラにおける提案： 提案を最大１項目とし、評価項目を優/良/可で判定し、評価結果に応じ得点を付与する。 （10～0 点）【判定評価方式】 （2 項目以上ある場合は、全ての項目について評価しない）

※1　求める製品保証の内容
　下記保証対象外の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用
保証対象外
・使用上の誤り、製品、及び製品の取扱説明書等に記載された取扱い方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷
・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷
・他の機器に起因して受けた故障や損傷
・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷
・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷
・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷
・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合
・各部の通常の使用による汚れ
・故障や損傷に起因して、また、故障や損傷の修理の際に、道路交通の安全確保のためＮＥＸＣＯが自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用

※2　保守拠点は、御殿場保全・サービスセンター（住所：御殿場市東田中 1140）（長泉沼津 IC（仮称）含む以東）または、富士保全・サービスセンター（仮称）（住所：静岡県富士市厚原字 1738-4）（長泉沼津 IC（仮称）含まず以西）のうち、派遣に要する時間が長いほうを記載する。

(3) 判定評価方式における技術提案の評価基準
評価項目の評価基準は、下記のとおりとする。
（ア）優：標準案に比べ非常に優れているもの。
（イ）良：標準案に比べ優れているもの。
（ウ）可：標準案と同等であるもの。

(4) 評価点の付与方法

評価項目 （小項目）	項目別配点	総合評価点算出用 （配点×0.2）
保証条件等①	最高の評価数値 20 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 4 点～標準 0 点
保証条件等②	最高の評価数値 20 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 4 点～標準 0 点
機器の信頼性③	最高の評価数値 10 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 2 点～標準 0 点
機器の信頼性④	最高の評価数値 10 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 2 点～標準 0 点
性能、機能、品質の向上⑤	最高の評価数値 20 点、標準案での評価数値 0 点、それ以外の評価数値は数値按分した点数とする。	最高 4 点～標準 0 点
保守体制⑥	最短の所要時間 10 点、標準案での所要時間 0 点、それ以外の所要時間は数値按分した点数	最高 2 点～標準 0 点
CO2 の排出抑制に関する提案⑦	評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。【判定評価方式】 優 10 点、良 5 点、可 0 点	優 2 点、良 1 点、可 0 点

なお、評価点が整数とならない場合は、評価項目毎に少数第 3 位を四捨五入し、少数第 2 位まで算出する。

(5) 落札者の決定方法
総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に 0.5 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
① 総合評価点：（技術評価点×α）+（価格評価点×0.5）
αは「0.2」とする。
② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点 100 点）
③ 価格評価点：100-200（P/L-X/L）
ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）
L：契約制限価格
X：最低入札価格

(6)（5）において、総合評価点の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
(7) 技術提案の履行に関する事項
① 保証条件、保守体制
受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、「故意による瑕疵」として、その補修又は損害賠償を請求する。
② 上記以外の評価項目
受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大 10 点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

4　入札手続等

（1）担当部局

〒105-6011　東京都港区虎ノ門4-3-1　城山ﾄﾗｽﾄﾀﾜｰ11Ｆ

中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム

電話　03-5776-5600

（2）技術資料作成要領等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、技術資料作成要領、企業結合確認資料作成要領、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、内訳書（以下「設計図書等」という。）を交付する。

①交付期間：入札公告日から平成22年7月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②交付場所：記（1）に同じ。

③交付方法：設計図書等はＣＤ－Ｒにより無料で交付する。

（3）申請書等の提出期間、場所及び方法等

入札参加希望者は、技術資料、総合評価提案資料及び企業結合確認資料を添付した競争参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料及び総合評価提案資料は、技術資料作成要領に基づき作成するものとし、企業結合確認資料は、企業結合確認資料作成要領に基づき作成するものとする。

①提出期間：平成22年6月15日（火）から平成22年7月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②提出場所：電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計2ＭＢを超える場合又は契約責任者の承諾を得た場合は、記４（3）①の期間に、記４（1）に郵送すること。（書留郵便に限る）

（4）開札（入札執行）の日時及び場所

①入札書の提出期限

（ア）電子入札による入札の締め切り

平成22年8月17日（火）から平成22年8月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

（イ）郵送による入札（紙入札参加の承諾を得た場合。書留郵便に限る。）

平成22年8月17日（火）から平成22年8月19日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②開札日時：平成22年8月20日（金）16時30分

③開札場所：記（1）の中日本高速道路株式会社　東京支社　7階入札室

5　その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　納付。

ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札書、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札書及び入札に関する条件に違反した者の行った入札書は無効とする。

また、入札時に工事費内訳書の提出のない者の行った入札書は無効とする。なお、提出された工事費内訳書を審査した結果、真摯な見積もりを行っていないと認められたときは、その者の行った入札書を無効とする場合がある。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

(4) 本工事の総合評価提案資料の提出にあたって、標準案の内容について、技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した総合評価提案資料を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合は、総合評価提案資料においてその意思を表示すること。

(5) 技術提案の採否

技術提案の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づいて施工しようとする者又は 技術提案による競争参加資格を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(6) 落札決定の取り消し等

申請書に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。

また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記2（5）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

(8) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

(9) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（技術資料作成要領参照。)。

(10) 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

(11) 提出された申請書等は、原則として返却しない。

(12) 手続における交渉の有無　　無

(13) 契約書作成の要否　　要

(14) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　　無

(15) 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記4 (1) に同じ。

(16) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

記 2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記 4（3）により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(17) 詳細は技術資料作成要領による。

(18) 本件は、電子契約によることができる。

以　上